

○仙台市職員共済組合の決算書等の閲覧に関する事務取扱要綱

(平成12年10月5日事務局長決裁)

第1 目的

この要綱は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、仙台市職員共済組合（以下「組合」という。）の貸借対照表、損益計算書、附属明細書、事業状況明細書及び監事の意見を記載した書面（以下「決算書等」という。）を事務局に備え付け、一般の閲覧に供しなければならないことの実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2 閲覧の場所及び日時

- 1 決算書等を閲覧に供する場所は、組合事務局の事務室内とする。
- 2 決算書等を閲覧に供する日時は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。

第3 閲覧の手続き等

- 1 閲覧に係る事務は、庶務係の職員（以下「職員」という。）が行うものとする。
- 2 決算書等の閲覧請求があった場合、職員は、閲覧請求者に閲覧請求受付簿（別紙様式）に必要事項を記入させ、受付印を押印するものとする。
- 3 職員は、第2及び第4から第7までに規定する事項並びに理事長が別に定める事項について閲覧請求者に説明を行ってから閲覧させなければならない。

第4 禁止事項の説明

職員は、閲覧請求者に対して決算書等を持ち出し、破損、汚損又は書き込みしてはならない旨の説明をしなければならない。

第5 閲覧の中止

職員は、閲覧者が第4に規定する禁止事項に違反した場合は、決算書等の閲覧を中止させることができる。

第6 決算書等の複写

職員は、閲覧請求者又は閲覧者（以下「閲覧者等」という。）から決算書等の複写の申し出があった場合は、組合の複写機を使用して複写し、これを閲覧者等に交付するものとする。

第7 費用負担

職員は、第6の規定により複写したものを交付する場合は、当該複写に要する実費に相当する金額として片面1枚につき10円を閲覧者等から徴収しなければならない。

第8 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

